

中標津町育英資金貸付制度

当町では、中標津町民であって義務教育の課程を修め、学術優秀にして、且つ、向学の意欲がある者が、義務教育以上の教育を受けようとする場合に奨学金の貸付を行っています。

貸付申請期間は、3月中旬からの約3週間で、4月中旬に奨学生の決定をし、4月末から奨学金を貸付します。

貸付・償還のながれ

- (1) 育英資金は毎年申請し、毎年貸付決定します。
(申請用紙は教育委員会にあります。また、[ホームページからもダウンロードできます。](#))
- (2) 貸付は選考基準により審査した後、運営委員会の意見を聴いた上で決定します。
- (3) 貸付が決定された方には「[誓約書](#)」と「[銀行口座設定申出書](#)」を提出していただきます。
- (4) 貸付金額は規則で決められています。
- (5) 貸付金は、4月分は4月末に、5月以降は毎月15日頃指定口座に振り込まれます。入学一時金は、初回振込時に一括して振込します。
- (6) 毎年貸付終了後、借用証書を提出していただきます。
- (7) 育英資金は毎年貸付償還金をあてて運営されておりますので、必ず償還計画書どおり償還していただきます。

学校種別		高 校	高等専門学校	専修学校・短大・大学
(年額) 貸付額	入学一時金	100,000円以内	150,000円以内	200,000円以内
	修学資金	120,000円以内	180,000円以内	240,000円以内
選考基準		学業成績・所属家計の所得額		
貸付期間		正規の最短修業期間		
償還方法		貸付期間終了後1年間を据え置き、10年間の範囲内で償還		

※ 貸付額と償還額と年度の関係は次の例のとおりです。

(例) 4年制の大学進学者で、平成25年度から貸付を受けた場合
(入学一時金200千円の貸付も受ける場合)

(千円)

貸 付				据 置	償 還		
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	・ ・ ・	39 年度
440	240	240	240	—	10 年間で全て返済できるよう計画する。		

(数字は年額です。)

※ 償還は、卒業後1年据え置いて2年目から償還となります。

※ 償還開始時期になりましたら、当委員会連絡します。